物品売買契約書(案)

　令和６年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会(以下「甲」という。)と○○○○(以下「乙」という。)との間に、令和６年度全国高等学校総合体育大会ボクシング競技大会に係る物品売買に関し、次のとおり契約を締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 品名 | 令和６年度全国高等学校総合体育大会ボクシング競技大会に係る  ボクシング競技用消耗品 |
| 数量 | 別紙仕様書のとおり |
| 契約金額 | ￥□□□―  （うち消費税及び地方消費税相当額　￥□□□―） |
| 規格 | 別紙仕様書のとおり |
| 制作会社 | 株式会社ウイニング |
| 納入期限 | 令和6年7月31日 |
| 納入場所 | 〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出1丁目21  SAGAサンライズパーク　SAGAプラザ　ボクシング場 |

(信義則)

1. 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件に従い、誠実に履行するも

のとする。

(契約保証金)

1. 契約保証金は佐賀県財務規則第115条第３項第３号の規定により免除する。

(検査)

第３条　乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けな

ければならない。

２　前項の検査は、物品購入の際乙立合いのもとに行うものとする。ただし、検査に

期日を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行う

ものとする。

３　前項の規定による検査に合格しないものがあったときは、乙は、その負担で物品

を取り換えさらに検査を受けなければならない。

(納入)

第４条　乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

(指示)

第５条　乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないとき

は、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の履行)

第６条　乙が行う契約の履行は、第３条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納品

したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第７条　契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第８条　乙はこの契約によって生じる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、も

しくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合に

ついては、この限りではない。

(契約の解除)

第９条　甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認める

ときは、契約を解除することができる。

（１）履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履

行しなかったとき。

（２）契約履行につき不正の行為があったとき。

（３）正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。

（４）自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当するものであることが判明したと

き、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが

判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77

号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える

目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（損害賠償及び違約金）

第10条　乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないと

きは、遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関す

る法律第８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を履行遅延による

損害賠償金として甲に支払うものとする。

２　甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契

約額の10分の１の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるとき

は、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

（代金支払い）

第11条　甲は、適法な請求書を受理後、その日から起算して30日以内に乙に代金を支払

うものとし、自己の責めに帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合には、

遅延日数に応じ、当該未払い金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第

８条第１項の規定に基づく遅延利息の率を乗じた金額を遅延利息として乙に支払う

ものとする。

（契約内容の不適合責任）

第12条　乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるとき、自己の負担で

交換するものとする。

(疑義の解決)

第13条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事

項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和６年　　月　　日

甲　佐賀市城内一丁目1番59号

令和６年度全国高等学校総合体育大会

佐賀県実行委員会　会長　甲斐　直美

乙